



	トルから40 立方メー トルまで	
	41立方メー トルから50 立方メー トルまで	204円
	51立方メー トルから10 0立方メー トルまで	277円
	101立方メ ートル以上	380円
営業 汚水	排除汚水量 1立方メートル につき 20円	

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、**別表**に定めるところにより、申請者から手数料を徴収する。

2 及び 3 略

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、**別表第2**に定めるところにより、申請者から手数料を徴収する。

2 及び 3 略

**別表第1 (第16条関係)**

**超過水量に係る使用料単価**

排除汚水量	使用料単価
	(1立方メ ートルにつ き)
11立方メートル以上	124円

<b>別表</b> （第17条の2関係） 略	20立方メートルまで	
	21立方メートル以上	131円
	30立方メートルまで	
	31立方メートル以上	151円
	40立方メートルまで	
	41立方メートル以上	192円
	50立方メートルまで	
	51立方メートル以上	261円
	100立方メートルまで	
	101立方メートル以上	358円
	<b>別表第2</b> （第17条の2関係）	
	略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用する公共下水道の施行日以後最初に算定される排除汚水量に係る下水道使用料については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。